

○潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の費用の額の算定  
に関する基準

平成29年3月13日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年潟上市告示第22号）第4条に規定する第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち同告示第9条に規定する指定第1号事業の費用の額の算定について、必要な事項を定めるものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、この告示に規定するもの他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

(単位数及び算定要件)

第2条 各サービス費は、それぞれ次に掲げる費用を算定するものとする。

1 第1号訪問事業の訪問型サービス費

イ 訪問型サービス費Ⅰ 1,176単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）

ロ 訪問型サービス費Ⅱ 2,349単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）

ハ 訪問型サービス費Ⅲ 3,727単位

（事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度の訪問）

ニ 訪問型サービス費Ⅳ 287単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）

ホ 訪問型サービス費Ⅴ 179単位

（事業対象者・要支援1・2 1回につき・所要時間20分以上45分未満のサービスを行った場合）

ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 220単位

（事業対象者・要支援2 1回につき・所要時間45分以上のサービスを行った場合）

ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 163単位

（事業対象者・要支援1・2 20分未満のサービス・1月に22回まで）

チ 初回加算 200単位（1月につき）

リ 生活機能向上連携加算

（1）生活機能向上連携加算（I） 100単位（1月につき）

（2）生活機能向上連携加算（II） 200単位（1月につき）

ヌ 介護職員等処遇改善加算

（1）介護職員等処遇改善加算（I） 所定単位の245／1000加算

（2）介護職員等処遇改善加算（II） 所定単位の224／1000加算

（3）介護職員等処遇改善加算（III） 所定単位の182／1000加算

（4）介護職員等処遇改善加算（IV） 所定単位の145／1000加算

注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌまでを算定しない。

注2 リの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しない。

注5 イからトまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位の10／100を減算する。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。

注6 ヌについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。

注7 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

## 2 第1号訪問事業の訪問型サービスA費

イ 訪問型サービス費I（独自） 1,000単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）

ロ 訪問型サービス費II（独自） 1,997単位

（事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）

ハ 訪問型サービス費III（独自） 3,168単位

(事業対象者・要支援2 1月に週2回を超える程度の訪問)

ニ 訪問型サービス費IV (独自) 244単位

(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で12回までのサービスを行った場合)

ホ 初回加算 200単位 (1月につき)

ヘ 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (I) 所定単位の245／1000加算
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (II) 所定単位の224／1000加算
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (III) 所定単位の182／1000加算
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 所定単位の145／1000加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しない。

注3 イからニまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位の10／100を減算する。

注4 ヘについて、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計。

注5 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

3 第1号通所事業の通所型サービス費

イ 通所型サービス費

① 通所型サービス費1 1,798単位

(事業対象者 (週1回程度)・要支援1 1月につき)

② 通所型サービス費2 3,621単位

(事業対象者 (週2回程度)・要支援2 1月につき)

③ 通所型サービス費1／回数 436単位

(事業対象者 (週1回程度)・要支援1 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)

④ 通所型サービス費2／回数 447単位

(事業対象者 (週2回程度)・要支援2 1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合)

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき）

ハ 運動器機能向上加算 225単位（1月につき）

ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき）

ホ 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき）

ヘ 栄養改善加算 200単位（1月につき）

ト 口腔機能向上加算

（1） 口腔機能向上加算（I） 150単位（1月につき）

（2） 口腔機能向上加算（II） 160単位（1月につき）

チ 一体的サービス提供加算 480単位

リ 事業所評価加算 120単位（1月につき）

ヌ サービス提供体制強化加算

（1） サービス提供体制強化加算（I）

① 事業対象者（週1回程度）・要支援1 88単位（1月につき）

② 事業対象者（週2回程度）・要支援2 176単位（1月につき）

（2） サービス提供体制強化加算（II）

① 事業対象者（週1回程度）・要支援1 72単位（1月につき）

② 事業対象者（週2回程度）・要支援2 144単位（1月につき）

（3） サービス提供体制強化加算（III）

① 事業対象者（週1回程度）・要支援1 24単位（1月につき）

② 事業対象者（週2回程度）・要支援2 48単位（1月につき）

ル 生活機能向上連携加算

（1） 生活機能向上連携加算（I） 100単位（3月につき）

（2） 生活機能向上連携加算（II） 200単位（1月につき）

※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位（1月につき）

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

（1） 口腔・栄養スクリーニング加算（I） 20単位（1回につき）

（2） 口腔・栄養スクリーニング加算（II） 5単位（1回につき）

※ 6月に1回を限度とする

ワ 科学的介護推進体制加算 40単位（1月につき）

カ 介護職員等処遇改善加算

（1） 介護職員等処遇改善加算（I） 所定単位の92／1000加算

- (2) 介護職員等処遇改善加算 (II) 所定単位の90／1000加算
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (III) 所定単位の80／1000加算
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (IV) 所定単位の64／1000加算

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位に70／100を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位に70／100を乗じる。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しない。

注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ①及び③ 376単位

イ②及び④ 752単位

注6 ロ及びハにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注7 ハの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注8 ルの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注9 ヲの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注10 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

#### 4 第1号通所事業の通所型サービスA費

イ 通所型サービス費（独自）

- ① 通所型サービス費21 1,259単位  
(事業対象者（週1回程度）・要支援1 1月につき)
- ② 通所型サービス費22 2,535単位  
(事業対象者（週2回程度）・要支援2 1月につき)
- ③ 通所型サービス費21／回数 305単位  
(事業対象者（週1回程度）・要支援1 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)
- ④ 通所型サービス費22／回数 313単位  
(事業対象者（週2回程度）・要支援2 1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合)

口 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算（I） 所定単位の92／1000加算
- (2) 介護職員等処遇改善加算（II） 所定単位の90／1000加算
- (3) 介護職員等処遇改善加算（III） 所定単位の80／1000加算
- (4) 介護職員等処遇改善加算（IV） 所定単位の64／1000加算

注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位に70／100を乗じる。

注2 イについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位に70／100を乗じる。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。ただし、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しない。

注5 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

イ①及び③ 263単位

イ②及び④ 526単位

注6 口について、所定単位はイにより算定した単位数。

注7 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目であ

る。

(1 単位の単価)

第3条 前条に定めるサービス種類の1単位の単価は、10円とする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月26日告示第102号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月28日告示第142号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月2日告示第58号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第64号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第86号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日告示第180号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第105号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月1日告示第164号)

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第149号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。